

令和6年度 遊漁の手引き

- ★遊漁料は（竿漁日券 2,000 円、年券 8,000 円、網漁日券 4,000 円、年券 11,000 円）となっています。
- ★遊漁の際は必ず遊漁券を身体の見えやすい所に着け、監視員の求めがあれば提示して下さい。
不携帯の場合はその場で遊漁券を購入して頂くとともに現場加算 2,000 円を頂きます。
- ★あゆ、アマゴの 10 センチ以下のものは捕獲禁止となっています。（県内水面漁業調整規則）
- ★アマゴ漁の竿漁は 3 / 1 ~ 9 / 30 まで、網漁は 7 / 10 ~ 9 / 30
- ★うなぎ漁は（竿漁、徒手採捕、うなぎもじ、うばしはさみ、はえなわ） 4 / 1 ~ 9 / 30 迄
うなぎもじは 15 個以内ですので、厳守して下さい。金突き漁は 8 / 1 ~ 9 / 30 まで。
又潜水眼鏡使用は 8 / 1 より 9 / 30 までとなっております。
- ★あゆ漁は 10 月 16 日より 11 月 30 日の間は産卵保護のため禁漁期となっておりますが、理事会議決によりその期間を短縮若しくは延長する場合があります。漁をされる方は 9 月下旬以降に当組合までお問い合わせ下さるようお願い致します。
- ★農道への車の乗り入れは必ず徐行運転で通行し、又駐車は農作業車等への通行の妨げにならないように留意して下さい。
- ★各人のゴミ、釣り針、釣り糸等は河原に放置することなく各自持ち帰って下さい。
- ★この遊漁の手引きを守ってマナーのある川漁を楽しんで下さい。
- ★釣りあゆの買い取りも行っております。出荷にご協力下さい。

友釣り専用区（友釣りのみ許可）

地区	場 所	期 間
窪川	イ★秋丸の小松瀬、ケヤキ瀬 ロ★川口小川口渕尻より下流～不動の瀬尻まで	禁漁期間を除く周年
	ハ★大向丸ばえより下流～平ばえまで ニ★西原フジカ瀬の瀬肩～カド瀬の瀬尻まで（但しナガトロは除く）	5月15日～ 7月31日迄
	ホ★東川角小松ボキ渕尻より西川角キャンプ場の上迄 ★吉見川々全域	禁漁期間を除く周年
松葉川	へ★越行三堰下橋床～越行大橋下 100メートルまで ト★清水ヶ瀬沈下橋～小太郎渕上まで チ★日野地川～本流中津川谷口下流 100メートルまで	5月15日～ 7月31日迄
	リ★滝本発電所放水口より中津川谷まで	禁漁期間を除く周年
	ヌ★梅の川橋～下流峽ぼう洞まで ル★奈路ボウ城谷口～下流五升渕まで ヲ★桑の又口渕～神母野上橋まで ★島の川々全域	5月15日～ 9月15日迄

◎友釣り専用区は裏面の川地図をご参照ください。記号（イ～ヲ）で表示しています。

周年禁漁区

- ①大野見喜田排水溝より上流 20メートルから上流橋谷口まで（但し、友釣り、シャビキは除く）
- ②大野見竹原発電用堰堤上流 150メートル～下流ぬたの谷口標識まで
- ③四万十町上秋丸灌漑用一斗俵堰上流端から 10メートル、下流端から 113メートルの間
- ④四万十町西川角灌漑用大井野堰上流端から上流 10メートル、下流 100メートルの間
- ⑤四万十町家地川発電所堰堤上流端から上流 90メートル、下流端から 160メートルの間

あゆ漁の自主規制等

※は自主規制、その他は規則通り、漁法により漁期が異なりますのでご注意下さい。

漁 法	規 模、そ の 他	窪川、松葉川	大野見	
竿	友釣り 毛針釣り	5 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	5 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	
	しゃびき	※ 6 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	※ 6 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	
漁	箱びんピン 掛け	※ 6 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	※ 6 / 15 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31	
	※ 潜水禁止			
網	すくい網 と網 なげ網 大正網（たたき網）	網口の周囲 2m 以内 網口の周囲 2.5m 以内 網の長さ 20m 以内、高さ 70cm 以内 網の長さ 20m 以内、高さ 70cm 以内 ★ 網は一人 1 把までとする。 ★ 網漁は潜水眼鏡、しゃくり、金突き、及び発射装置の付いた（水中鉄砲）を併用してはならない。 ★ 日の出より日没まで（夜間は禁漁） 気象庁発表の時間 ※ 投げ網漁の場合、棒で魚を追い回す事は禁止となっております。 ※ 舟を使つての投げ網は家地川堰堤から秋丸ムタニ谷口までの区間とする。 固定した台等の上での投げ網は許可 ※ 大野見地区ではウエットスーツの上着の着用は 7/10～7/20 までは禁止とする。	※ 7 / 10 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31 （友釣り専用区の網漁は 8/1 より可）	※ 7 / 10 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31 （友釣り専用区の網漁は 9/16 より可）
	魚			
竿	金突き	網漁との併用を禁止 （通称「つんじゃくり」を含む）	8 / 1 ~ 10 / 15 （友釣り専用区のみ可）	8 / 1 ~ 10 / 15 （友釣り専用区のみ可）
網	許可漁業 （火光利用、瀬張り網）	当漁協が許可した個人のみ可 火光利用（舟 1 艘、網 10 把以内、網の長さ 30m 以内、高さ 1.5m 以内） 流域の 5 分の 1 を開放すること 瀬張り網（網節目 12 節もじ 15 個以内 高さ 1.5m 以内）	※ 7 / 20 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31 （友釣り専用区のみ可）	※ 7 / 20 ~ 10 / 15 12 / 1 ~ 12 / 31 （友釣り専用区のみ可）
魚				

- ◎ 建網は許可漁業者（火光利用者）以外は使用してはならない。
- ◎ 日券を年券に変更する場合は当日限りとし、差額を頂きます。
- ◎ ※高校生は（定時制も）夏休み中は無料で遊漁できます。但し網漁は正規の料金となります。
- ◎ 小中学生の竿漁は無料で遊漁できます。但し網漁は正規の料金となります。
- ◎ 冷水病防止のため、釣ったあゆやおとりあゆは川に残さないでください。他の河川のあゆは、当河川には持ち込まないで下さい。